

## クリニック事業（集団活動）実施要領

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最近改正 平成 24 年 12 月 17 日

1 目的 知的障がい者で、人との交流が少なく社会経験の機会を求めている人に対して、様々な集団活動の場を提供し、参加者同士や職員との交流を通して、自主性を高め、社会性を身につけ、いざれは地域でのつながりを保ちながら生活できるようになることを目的とする。

### 2 名称

みかんの会

3 運営 集団活動の企画は、心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（以下、相談課という）がこれを行う。

### 4 期間

毎年4月1日から翌年3月末まで

### 5 対象

市内在住の知的障がい者で、就労や施設・作業所通所をせずに在宅生活を送っている人や、就労・通所していても個人的な事情から当所での集団活動の場を提供することが望ましいと判断される人。

### 6 事業内容

- (1) グループカウンセリング
- (2) 行事活動（計画、実施、役割分担など）
- (3) 施設見学、勉強会等
- (4) 個別面接

具体的には「各年度集団活動予定表」に基づく。

### 7 費用

参加者と相談課とで負担する。ただし、参加者個人の費用については、参加者の個人負担とする。

8 その他 集団活動が各地域の社会参加につながる契機となるよう、各区保健福祉課や関係諸機関との連携をはかる。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は、平成 24 年 12 月 17 日から適用する。